

八王子市情報公開・個人情報保護審査会

提出資料閲覧・複写事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成8年八王子市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、審査請求人及び参加人が、実施機関に対し、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された反論書若しくは意見書若しくは証拠書類若しくは証拠物又は決定の理由となる事実を証する書類その他の物件（以下「提出資料」という。）の閲覧若しくは複写を求めた場合における事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 提出資料の閲覧等

- 1 実施機関は、条例第7条第1項の規定に基づき提出資料の閲覧又は複写を請求しようとする者（以下「請求者」という。）に対し、審査会提出資料閲覧・複写請求書（第1号様式。以下「閲覧・複写請求書」という。）の提出を求める。
- 2 実施機関は、前項の規定により閲覧・複写請求書が提出されたときは、請求者が閲覧等を請求することができる者であるかどうかを確認し、請求権がないことが判明した場合は、審査会提出資料閲覧・複写請求却下通知書（第2号様式）により当該請求を却下する。
- 3 実施機関は、閲覧又は複写の可否を決定した場合は、審査会提出資料閲覧・複写可否決定通知書（第3号様式）により、速やかに請求者に通知する。

第3 費用

提出資料の閲覧又は複写をする場合における当該閲覧又は複写に要する費用は、徴収しない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

年 月 日

審査会提出資料閲覧・複写請求書

殿

住 所
請求者 氏 名
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

八王子市情報公開・個人情報保護審査会提出資料閲覧・複写事務取扱要綱第2第1
項の規定に基づき、次のとおり提出資料の閲覧・複写を請求します。

請求する提出資料 の件名又は内容	
閲覧・複写の区分 ((1)から(3)までのうち、 該当するものを1つ ○で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 複写 (3) 閲覧した後に必要なものだけ複写

第2号様式（第2関係）

第 年 月 日
号 日

審査会提出資料閲覧・複写請求却下通知書

様

㊟

年 月 日付でありました審査会提出資料閲覧・複写請求については、次の理由により、請求を却下することとしましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、裏面のとおりに審査請求及び処分取消しの訴えを提起することができます。

請求する提出資料 の件名又は内容	
却下の理由	
担当課	

第2号様式（裏）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第3号様式（第2関係）

第 年 月 日 号

審査会提出資料閲覧・複写可否決定通知書

様

㊟

年 月 日付でありました審査会提出資料閲覧・複写請求について、
次のとおり決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、裏面のとおりに審査請求及び処分の取消しの
訴えを提起することができます。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> 不可		
請 求 す る 提 出 資 料 の 件 名 又 は 内 容			
閲 覧 又 は 複 写 の 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
一 部 不 可 又 は 不 可 の 理 由			
担 当 課			

注 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においで
になれない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

第3号様式（裏）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。